

## 教育委員会定例会議事録

令和6年2月13日 午後2時00分 開会

## 出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	山 田 清 志
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	戸 苺 恵 理 子
委 員	佐 原 圭 子

## 説明のための出席者

教育部長	前 田 清 彦
教育部次長	酒 井 保 吏
教育部次長兼学校教育課長	鈴 木 康 孔
教育部次長兼中央図書館長	尾 崎 浩 司
庶務課課長	杉 浦 忠 彦
庶務課主幹	石 黒 友 作
学校教育課主幹	中 村 立 志
生涯学習課長	石 黒 泰 基
スポーツ課長	小 原 寛 明
学校給食課長	林 俊 光
中央図書館主幹	渡 邊 里 恵

## 教育長が指定した事務局職員

主 事	近 藤 邦 宏
主 事	森 下 徹

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第2号議案 令和6年度当初予算について（非公開）
- 第3 第3号議案 令和5年度3月補正予算について（非公開）
- 第4 第4号議案 社会教育審議会への諮問事項について
- 第5 第5号議案 文化財保護審議会への諮問事項について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、会議を開催します。始めに、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、菅沼・佐原 両委員を指名いたします。よろしくお願

します。

「高本教育長」 続きまして、日程第2、第2号議案「令和6年度当初予算について」及び日程第3、第3号議案「令和5年度3月補正予算について」は、今後市議会で審議される案件であり、未だ公（おおやけ）になっていないものであることから議事を非公開とし、会議の内容の議事を別に記録することとしたいと思います。以上の理由により、議案第2号及び第3号については審議を非公開としてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

「高本教育長」 異議なしと認め、議案第2号及び第3号については非公開とします。

（以下、議事を非公開）

「高本教育長」 続いて、日程第4、第4号議案「社会教育審議会への諮問事項について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「石黒生涯学習課長」 第4号議案「社会教育審議会への諮問事項について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 このことについて、ご質疑がありましたらお願いします。

「山田委員」 今回、スポーツ協会への補助額を増加した理由として、協会スタッフを1名追加し2名体制とするということでした。一方で、生涯学習課所管のオープンカレッジ補助は、人件費への補助額が100万円と少ないように感じます。オープンカレッジ分の人件費補助が少ない理由は何かありますか。

「石黒生涯学習課長」 オープンカレッジですが、講座開設による受講料収入があります。そのため、その受講料収入をもって講座を運営するのですが、コロナ禍等による受講料収入の落ち込み等もあるため、人件費分100万円を上限として補助できるようにするものです。

「高本教育長」 ほかにご質問等なければ採決を行います。本案が原案のとおり市議会に上程されることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

「高本教育長」 異議なしと認め、第4号議案「社会教育審議会への諮問事項について」は、原案のとおり可決されました。

「高本教育長」 続いて、日程第5、第5号議案「文化財保護審議会への諮問事項について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「石黒生涯学習課長」 第5号議案「文化財保護審議会への諮問事項について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 このことについて、ご質疑がありましたらお願いします。

「戸苺委員」 天然記念物の管理について伺います。熊野神社のフジですが、所有者

が生育状況を観察してきたが、数年前から衰えがみられると生涯学習課に相談があったとのこと。そもそも天然記念物の管理は、所有者が行うものなのでしょうか。それとも、生涯学習課が何らかの支援をしながら一緒に管理するものなのでしょうか。

「石黒生涯学習課長」 基本的には所有者の管理となります。今回は樹勢に回復の見込みがないと判断されたことにより指定解除するに至りました。岐阜大学の林名誉教授に「御油の松並木」へのアドバイスをいただいています。他の樹木についても、見ていただいています。専門家が見て、回復方法があればアドバイスをいただくのですが、最終的な管理は、あくまで所有者となります。

「戸苺委員」 例えば、天然記念物である樹木を伐採する場合、所有者は自身の判断のみで伐採することが可能なのですか。

「石黒生涯学習課長」 天然記念物の指定解除が必要です。天然記念物として指定する際、所有者には、何か大きな変更をする場合は事前に生涯学習課に相談くださいとお伝えしています。

「菅沼委員」 指定文化財の場合、その保存等に係る費用に対して補助する制度があったと思います。今回のような、天然記念物の維持管理（伐採等）に係る費用についても、補助制度の対象となりますか。

「石黒生涯学習課長」 天然記念物については、国・県・市指定ともに補助事業があります。しかし、文化財として維持するための環境整備・保護増殖が対象となっていますので、今回のような指定解除を前提とした伐採や日常管理に対する補助はありません。

「高本教育長」 ほかにご質問等なければ採決を行います。本案が原案のとおり市議会に上程されることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

「高本教育長」 異議なしと認め、第5号議案「文化財保護審議会への諮問事項について」は、原案のとおり可決されました。

「高本教育長」 本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

（午後3時30分 閉会）

この議事録は真正であることを認め、ここに署名する。

教 育 委 員

教 育 委 員